

(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画の策定について



(1) 背景と目的

令和6年3月に策定された「大田区基本構想」において、「文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち」を基本目標の一つとして掲げ、目指すまちの姿として「多彩な文化や芸術、歴史や伝統がくらしとともにあることで、区民の心が潤い、豊かな感性が育まれています」としている。

(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画を通して、区内の貴重な歴史や文化を後世に残し、魅力的なまちづくりに寄与するとともに、ハード整備とソフト事業の連携により、歴史をめぐり、訪れたいなる、ウォーカブルなまちづくりを推進する。

(3) 計画策定のポイント

- ①まちづくりにおける、“歴史・文化”視点の強化・活用
「歴史的風致維持向上計画」の策定により、まちづくりの方針に対して歴史・文化資源である景観やみどりに関する新たな方向性や考え方を加え、まちづくりのさらなる推進を図る。
- ②計画期間
令和8年から令和17年までの10か年計画とする。※概ね5年毎に改定・見直しを行う。
- ③歴史的風致維持向上計画書の策定・運用
3省庁(文部科学省、農林水産省、国土交通省)の認定を受けることで、歴史・文化を守る景観整備となる「公共施設整備」「無電柱化」「公園緑地の整備」「建築物の美装化・除却」「景観計画の改定」等への助成が見込める。

(4) R6、R7計画策定スケジュール(予定)

		令和6年度						令和7年度												令和8年度			
		7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
計画書策定	計画書全体・手続き																						★
	計画書作成											三省庁現地視察									仮申請	認定申請	認定式
国	三省庁協議 (文部科学省、農林水産省、国土交通省)	★ 事前相談		★ キックオフ会議		三省庁協議・調整						★											
庁内	庁議	● 7/24																● "素案"報告					
	議会対応		● 常任	"策定の方向性"報告					● 常任	進捗報告		"素案"・"パブコメ実施"報告				"パブコメ結果"報告		● 常任	認定申請報告		● 常任		
庁外	(仮称)大田区歴史的風致維持向上計画協議会			★ 初回		★ 進捗報告			★ "骨子案"報告		★ "素案"報告					★ "案"報告							
	大田区文化財保護審議会		● 報告①		● 報告②				● 報告③		● 報告④					● 報告⑤							
その他	パブリックコメント																						

(2) (仮称)大田区歴史的風致維持向上計画とは

①歴史上重要な建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動、が一体となって形成してきた良好な市街地環境である「歴史的風致」の一体的な維持・向上を目的とした計画のことであり、文科省・農水省・国交省が計画を認定する。

大田区では、国指定の重要文化財である池上本門寺を核として区内に点在する歴史的・文化的資源の掘り起こしを行い「歴史的風致維持向上計画」を策定することで、社会資本整備総合交付金等における各種事業における支援や法律上の特例措置といった重点的な支援を受けることで区内の貴重な歴史的建造物、文化を守り後世に継承していく。



(5) 検討体制(案)

